

福祉

ガイド

児童手当申請は お忘れなく



しくみ

●支給の対象

児童手当等は、義務教育就学前までの児童を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月までの月分については前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されません。

●児童手当の額（月額）

第1子	5,000円
第2子	5,000円
第3子以降	10,000円

●児童手当の支給

児童手当の支給は、認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は、毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って特例給付（児童手当と同額）が支給されます。

申請

児童手当を受ける対象となった方は、申請手続きをしてください。

●申請に必要な書類

認定請求書…窓口にて用意してあります。

年金加入証明書…申請者がサラリーマンの場合

児童手当用所得証明書…その年の1月1日に光町に住所がなかった人

その他…印鑑と金融機関の口座番号など

届出

現況届	毎年6月に提出（全ての受給者）
消滅届	• 他の市町村へ転出したとき • 年齢要件等により、支給対象となる児童がいなくなったとき • 特例給付の方が退職したとき
額改定届	• 年齢要件等により受給対象児童の数が減ったとき
額改定認定請求書	• 出生等により支給対象児童が増えたとき

詳しくは、保健福祉課福祉係へお問い合わせください。

☎④1211 内線1732

6月は動物の正しい飼い方推進月間



動物と仲良く暮らすために、次のことを守りましょう。

①動物が起こした事故は飼い主の責任になります。犬の場合は、毎年狂犬病予防注射を受け、首輪に鑑札・注射済票を付けましょう。また、犬を飼い始めた時は、30日以内に登録をしましょう。

②飼い犬が公の場所や他人の敷地内で排泄することのないよう、きちんとしつけましょう。散歩の時は引き綱を付け、犬の行動に気をつけてく

ださい。

③犬や猫がみだりに繁殖しないよう、不妊・去勢手術等の措置に努めましょう。やむを得ない事情で犬（猫）が飼えなくなった方は、不要犬（猫）の引き取り車両が、毎週水曜日午後2時に役場庁舎裏に来ますので、利用してください。

動物の飼い方についてご不明な点がありましたら、住民課環境係（☎④1211内線1221）までお気軽にご相談ください。